

平成24年3月14日

各 位

会社名 株式会社ブリッジ・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(JASDAQ・コード3587)
問合せ先
役職・氏名 取締役 井上 政隆
電話 03-3582-3190(代)

社内調査による内部調査報告書および過年度の決算修正に関するお知らせ

今般、当社の過去の決算において、一部の会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明したことに関し、株主、投資家および取引先の皆様並びに市場関係者の皆様を始め、ステークホルダーの皆様には大変なご迷惑と心配をおかけしておりますことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、平成24年2月13日開示の「過年度の決算修正の可能性についてのお知らせ」において、過年度決算の修正の可能性及び社内外のスタッフによる調査をおこなうことについて開示しております。

今般、当該調査について、内部調査委員会による「内部調査報告書」をまとめ当社取締役会に提出されましたので、別添「内部調査報告書」にて報告させていただきます。なお、内部調査報告書中で具体的な取引先等の名称につきましてはイニシャルに変更させていただきます。

当社は、本日、社内調査による「内部調査報告書」のとおり報告いたしましたが、さらに第三者の立場からその内容・妥当性について、確認、検証をおこなっていただくため、当社と利害関係のない外部の専門家による社外調査委員会を設置する予定であります。設置日、構成委員等は詳細が決定し次第お知らせいたします。

本日、当社は、平成23年度3月期第3四半期から平成24年度3月期第2四半期の各決算短信等の訂正を提出しております。また、それに対応する期間の有価証券報告書を関東財務局にE D I N E Tにて提出しております。

なお、過年度決算訂正額の概要につきましては、下記に記載のとおりです。詳しくは、本日提出の各決算短信等の訂正をご覧ください。

【過年度決算における財務諸表訂正概要】

記

期別	項目	連結財務諸表(金額単位:千円)			
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	変動率
平成 23 年 3 月期 第 3 四半期	売上高	1,066,279	1,066,279	0	0.00%
	営業利益	152,995	151,867	1,128	0.74%
	経常利益	198,307	197,232	1,075	0.54%
	四半期純利益	48,815	41,570	7,245	14.84%
	純資産	954,243	946,997	7,246	0.76%
	総資産	1,270,208	1,300,032	29,824	2.35%
平成 23 年 3 月期	売上高	1,510,330	1,510,330	0	0.00%
	営業利益	201,863	178,540	23,323	11.55%
	経常利益	253,005	246,974	6,031	2.38%
	当期純利益	657,666	294,407	363,259	55.23%
	純資産	700,447	337,188	363,259	51.86%
	総資産	994,104	651,734	342,370	34.44%
平成 24 年 3 月期 第 1 四半期	売上高	469,085	469,085	0	0.00%
	営業利益	118,198	137,037	18,839	15.94%
	経常利益	115,958	136,899	20,941	18.06%
	四半期純利益	116,391	136,689	20,298	17.44%
	純資産	584,056	200,498	383,558	65.67%
	総資産	1,438,705	1,070,292	368,413	25.61%
平成 24 年 3 月期 第 2 四半期	売上高	936,341	936,341	0	0.00%
	営業利益	292,666	277,395	15,271	5.22%
	経常利益	291,526	284,866	6,660	2.28%
	四半期純利益	292,416	284,471	7,945	2.72%
	純資産	408,030	52,716	355,314	87.08%
	総資産	1,416,252	1,076,898	339,354	23.96%

以 上

内部調査報告書

平成24年3月14日

株式会社プリンシバル・コーポレーション

内部調査委員会

第1 調査体制

1. メンバー構成

(1) 社内調査委員

現代表取締役	菊地博紀
現経理部長	岩田剛司

(2) 社外調査委員

法務関連：	島村法律会計事務所	島村和也弁護士・公認会計士
会計関連：	中塩信一事務所	中塩信一公認会計士

2. 選定の経緯

社内調査は、本来は当社が主体的に行うべきものであり、当社が自浄機能を有していることの証となるものですが、今回発見された一部の取引をめぐる疑問点が会計処理の修正をもたらす可能性があり、ひいては株主をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけするおそれがあることから、当社取締役会は、あらためて、外部の独立した有識者の立場の方に調査いただく必要があると判断いたしました。社外調査委員は、公平性、透明性を期するために、弁護士、公認会計士のなかから、当社と利害関係が存在しない者であることを条件とし、選定いたしました。

尚、会計処理の適否・有価証券報告書の記載の修正に関する部分につきましては、主に中塩信一事務所に、法律違反の可能性の有無の調査につきましては主に島村法律会計事務所に分担していただくことといたしました。

(但し、中塩信一事務所とは、平成23年12月末に契約が終了いたしております)

第2 調査範囲

過年度財務諸表等を訂正する必要があるか否か、調査すべき事象が生じた平成21年12月から平成23年6月までを対象期間として、調査を行うことといたしました。

第3 調査に至る経緯・主な調査項目

1. 調査に至る経緯

当社は、平成23年6月24日の株主総会において経営体制を刷新、新経営体制の下、経営改革を進めておりますが、旧経営体制下におきまして実行されました当社子会社である株式会社ハミングステージ(以下「ハミング」という)によるG社からのスーパー5店舗の取得をめぐる一連の取引につきまして内容を確認しておりましたところ、一部会計処理と実態がそぐわないのではないかという疑問点が複数発見されました。そこで、同年9月末に内部調査の開始を決定、10月5日に上記社外調査委員を選任し、疑問点について、事実の調査・確認および会計処理の検証に入ることとなりました。

2. 主な調査の項目

取得したスーパー5店舗について、計上している有形固定資産および営業権(のれん)の評価の妥当性、これに伴い有形固定資産およびのれんについて減損の可能性
ハミング・上作延店の固定資産計上額
ハミングの家主に対する店舗差入保証金の実態
ハミングの現金勘定の現金移動の目的 その1 全般

ハミングの現金勘定の現金移動の目的 その2 M社への支払い
ハミングの現金勘定の現金移動の目的 その3 IB社との店舗保守契約の実態
ハミングにおいて取得した店舗等の在庫の実在性
平成21年12月に実施されたDESで調達した3億円のうち仕入先への保証金として支払われた
1億円が仕入先への保証金として流出し、第5回新株予約権1億円相当の行使に再度使用され、
増資資金として受け入れた可能性
当社およびハミングが差し入れた「仕入先に対する差入保証金」の実態
G社グループおよびR社に対する債権の回収可能性

第4 調査方法

(1) 当社

関係者へのインタビュー

- ・ 現代表取締役 菊地博紀
- ・ 前代表取締役 斉藤芳春
- ・ 元代表取締役 高橋正紀
- ・ 現財務経理担当取締役 井上政隆
- ・ 現経理部長 岩田剛司
- ・ 経理担当・辰巳英城会計事務所 辰巳英城
- ・ 現経営企画室長 福嶋宏明
- ・ 元財務経理担当 豊島慶子
- ・ 東京中央監査法人 上野宣春氏、小泉明氏

会計帳簿の収集、分析

- ・ 会計帳簿（総勘定元帳他）

資料分析

- ・ 取締役会等の議事録
- ・ 契約書等
- ・ 稟議書等

(2) ハミング

関係者へのインタビュー

- ・ 代表取締役 藤井正人
- ・ 経理担当 駒井氏
- ・ 経理担当・高橋英明会計事務所 高橋英明氏

会計帳簿の収集、分析

- ・ 会計帳簿（総勘定元帳、仕訳帳他）
- ・ 固定資産管理台帳

資料分析

- ・ 取締役会等の議事録
- ・ 契約書等

- ・ 稟議書等

(3) その他

関係者へのインタビュー

- ・ K T氏 G社代表取締役
- ・ K氏 G社経理担当
- ・ K A氏 T社部長
- ・ G氏 I B社関連会社である I E社代表取締役

資料収集、分析

- ・ 契約書等
- ・ 請求書、受領書等

第5 調査結果・検証結果

上記の「第3・主な調査項目」にあげました疑問点に就きましての調査結果・検証結果は以下のとおりです。

計上している有形固定資産および営業権（のれん）の評価の妥当性、これに伴い有形固定資産およびのれんについて減損の可能性

< 検証事項 >

ハミングは、平成22年12月1日に宮内店・パークシティ店の2店舗、平成23年3月31日に桜新町店・観音店の2店舗、合計4店舗のスーパーを取得しておりますが、その取得における会計処理について、特に以下の3点を中心に検証することといたしました。会計処理に関し検証しなければならない点は、(1)取得原価の問題、(2)取得原価の配分の問題および(3)減損の問題であります。

本件におけるハミングをめぐる契約関係は下記表のとおりであります。

日付	相手方	内容
平成22年10月1日	T社	店舗取得の仲介
平成22年11月30日	F社	店舗営業権・造作等の譲渡（宮内、パーク）
平成23年3月31日	R社	店舗営業権・造作等の譲渡（桜新町、観音）

(1)取得原価の問題

ハミングによる店舗取得の相手方への支払いは、平成22年10月1日に締結された業務委託契約書に基づき、T社を通じて行われ、取得対価は取得日にハミングから支払われる手続きではなく、「ハミングからT社に対する数回に分けた前払金の支払」および桜新町店・観音店に関しては「譲渡人であるR社に対する売掛金の相殺」による方法で行われました。

従いまして、T社に対して支払われた金額およびR社に対する売掛金の相殺額の全額が店舗取得対価であるかどうかの検証が必要となります。

< 事実確認 >

平成22年11月30日付店舗営業権・造作等の譲渡契約書に基づき、平成22年12月1日付でF社より食品スーパーの2店舗（宮内店・パークシティ店）の営業を譲り受けました。契約書上の取得金額は消費税抜きで80,000千円（消費税込み84,000千円）となっております。宮内店およびパークシティ店の取得については、当社平成23年第3四半期有価証券報告書にて平成22年12月1日付で、有形固定資産が54,502千円計上されております。

また平成23年3月末には、当社はT社に対して店舗取得関連支出があったと認識し、これを取得原価

に加え、有形固定資産の取得価額は消費税抜きで124,133千円（消費税込み126,858千円）となっております。

尚、宮内店およびパークシティ店の取得において、取得対価は、譲渡人であるF社ではなく、F社の債権者であるG社グループに支払われております。

桜新町店および観音店の営業の譲受の契約金額については、当初150,000千円とされており、これをもとに平成23年3月31日に当社より適時開示がなされましたが、後記にもありますとおり平成22年中の取得予定が当社側の資金事情により遅れ、当社側条件より有利な条件での買い取りを希望する競合相手が現れたことなどの理由により、最終的に264,853千円での取得という処理となってしまいました。

尚、桜新町店および観音店の取得対価はR社ではなく、G社グループを通してR社の関連会社であるM社に支払われております。

尚、宮内店、パークシティ店、桜新町店および観音店の店舗取得に係る出金については、後述の「ハミングの現金勘定の現金移動の目的」にて記載しておりますとおり、ハミングの現金勘定から前払金として計上された日に支出されたものではなく、先に普通預金から現金として引き出しがなされ、G社およびO社に預け入れられた金額が、後日、店舗取得の対価の払い込みとしての前払金に振り替えられております。

< 調査内容 >

桜新町店および観音店の取得に際しての金額決定の経緯について、ヒアリングの結果を記載します。

K T氏 M社（R社をコントロールしているグループ会社）側との決済に当たっては、営業権が150,000千円でそれに加えて、資産が100,000千円であるとの考えであった。取得対価が150,000千円であると開示されたときも「営業権」であるとの認識だった。

その中にはR社に対する売掛金の相殺も含まれるものとの考えであった。

細かい金額については、適正な処理にしてもらうよう高橋会計士にお願いした。

相手方（M社代表・H氏）にはこれで了解を得ていた。

K T氏は、G社グループの代表であり、本件の仲介を行うT社もG社グループであることから、取引仲介の責任者でもあるとの認識のもと上記のとおり交渉を行ない、契約金額が決定したとのことです。

また、K T氏によると、ハミングによる店舗取得に当たっては、T社がすべて仲介として間に入っており、G社とO社ともグループ会社として一体であるとのことでした。

加えまして、高橋会計士によれば、上記経緯にもとづき契約書を作成し、斉藤社長にも確認し藤井社長に渡したとのことで、当社側でも契約金額について認識していたといえます。

< 調査結果・当社見解 >

取得原価については、上記のとおり当事者の認識もあり、営業権・造作等譲渡契約書に記載の金額をもって認識することとします。宮内店およびパークシティ店の取得価額（有形固定資産取得価額）が契約金額を超えるものとなりますが、超過金額（124,133千円と80,000千円の差である44,133千円）についてはT社から返還を受けるべきものであり同社への前払金に振替処理をいたします。修正については、次項(2)取得原価の配分の問題において併せて記載します。

(2)取得原価の配分の問題

取得原価が適正とされる金額となったとしても、別途、取得原価の配分の問題が生じます。企業結合会計では、被取得企業から受け入れた識別可能な資産・負債に企業結合日時点の時価を付して、取得原価の残額のはれんとして処理すると定められています。

< 事実確認 >

店舗の取得原価の配分においては、時価による計上を行っておりました。算定の方法としては、資産ごとに基準となる単価を基に大きさにより算出された金額を取得価額としております。

明細は、ハミング市村専務とハミングの経理処理をしておりました高橋会計士が店舗図面および価格を確認することにより作成されたものであります。

< 調査内容 >

店舗の取得原価の配分においては、時価による計上であるとの認識でありましたが、その価格は設備等の種類や状態により変動し、その上で設置にかかる費用も考慮されるため、専門業者による見積りを取る必要が生じることから、計上金額が正しいことを証する客観的なデータの取得が困難となっております。

< 調査結果・当社見解 >

企業結合会計適用指針では「取得原価の配分額は、受け入れた資産及び引き受けた負債の企業結合日における時価を基礎として算定することが原則であるが、実務の負担を考慮して、被取得企業の帳簿価額が適正であり、かつ、その帳簿価額と時価との差異が重要でないと思込まれる場合には、被取得企業の適正な帳簿価額を基礎として取得原価の配分額を算定できる」(企業結合会計適用指針 363)と定めています。

取得価額の配分については、計上時には時価による評価であるとの認識でしたが、客観的なデータと照合し、妥当性を測るには難しい状況もあるため、被取得企業の適正な帳簿価額を基礎とした取得原価の配分とするよう修正いたします。有形固定資産計上額の修正により生じた契約金額との差額は「のれん」として振り替えます。

< 修正処理 >

修正については、下記のとおりとなります。

現在の取得価額

建物附属設備	宮内・パ [°] -クシティ	28,625 千円
機械装置	宮内・パ [°] -クシティ	8,800 千円
工具器具備品	宮内・パ [°] -クシティ	86,708 千円
仮払消費税		2,725 千円
合計		126,858 千円

(平成 23 年 3 月末)

建物附属設備	桜新町・観音	1,948 千円
機械装置	桜新町・観音	114,230 千円
工具器具備品	桜新町・観音	34,863 千円
仮払消費税		7,552 千円
消耗品費		576 千円
保証金	T 社	38,000 千円
のれん	桜新町・観音	64,461 千円
仮払消費税		3,223 千円
合計		264,853 千円

修正後の取得価額

(平成 23 年 3 月末)

建物附属設備	宮内・パ [°] -クシティ	2,896 千円
工具器具備品	宮内・パ [°] -クシティ	1,062 千円
消耗品費		150 千円
仮払消費税		205 千円

のれん	宮内・パークシティ	75,890 千円
仮払消費税		3,794 千円
合計		84,000 千円

(平成 23 年 3 月末)

建物附属設備	桜新町・観音	1,492 千円
工具器具備品	桜新町・観音	1,549 千円
消耗品費		379 千円
仮払消費税		152 千円
のれん	桜新町・観音	148,187 千円
仮払消費税		7,409 千円
保証金	T 社	38,000 千円 (後記 の調査結果、28,000 千円に修正)
のれん	桜新町・観音	64,461 千円 (後記 の調査結果、74,461 千円に修正)
仮払消費税		3,223 千円
合計		264,853 千円

(3)減損の問題

企業結合会計では、「取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形固定資産に配分された金額が相対的に多額になるとき」や「被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアが支払われた場合」には、「企業結合年度においても固定資産の減損に係る会計基準の適用上、減損の兆候が存在すると判定される場合もある」(企業結合会計基準 109)と定められております。

このため、本件においては減損の兆候が存在すると考えられる可能性もあるため、以下検討します。また、減損は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う(減損会計基準二六(1))ので、原則として、店舗ごとに減損を検討する必要があります。

< 事実確認 >

当社は、ハミングにおける 5 店舗(上記の宮内店、パークシティ店、桜新町店、観音店の 4 店舗のほか、ほぼ同時期に上作延店に出店しております)の取得にあたり、5 店舗による相乗効果及びスケールメリットを活かすという観点から、当初より一括して取得する計画であり、これを前提に経営計画と資金調達計画を立案しておりました。ただ、前述のとおり 5 店舗の取得は同時期に行う予定でありましたが、資金が計画どおり調達できなかったことなどから、数回に分けて取得せざるを得なくなったため、結果的に全部取得するまでに平成 23 年 3 月末までを要することになり、また、個々の店舗ごとにみると、売買代金額の値上げに応じざるを得なかったなどの代金額の設定や代金支払方法などの具体的な処理について混乱が生じてしまいました。

しかしながら、当社としては、あくまでも当初の 5 店舗取得を前提とした経営計画を変えることなく、遅れながらも計画を一步一步実行に移したわけであり、個々の店舗の取得の際見られた混乱は、5 店舗全部を取得するという経営計画の実行を中止しなければならないほど重大なものではなく、結果として当初の経営計画を実現することができました。

また、実際、ハミングにおいても店舗ごとに収益管理は行われず、会計処理においても店舗ごとの部門設定がなされず、個店ごとの収益情報が得られる処理をしておりませんでした。

< 調査内容 >

当社の店舗取得計画・経営における事業評価、およびハミングにおける収益管理を調査いたしました。

< 調査結果・当社見解 >

取得店舗の期末評価に当たっては、当初より 5 店舗を同時期に取得する計画であったこと、および、上記のとおり個店ごとの収益が算定できないという事由により、5 店舗を一括して評価することは妥当であ

ったと考えます。

また、減損の判定に関しては、上記(2)取得価額の配分の問題で記載のとおり、有形固定資産取得価額の修正が行われることを鑑みて、のれんも含めて減損を検討することとします。減損の認識・測定においては、「利息の支払額並びに法人税等の支払額及び還付額を含めない」(減損会計基準4(5))キャッシュ・フローを使うと定めておりますので、店舗取得計画を立てた際に作成されました、まぶち税理士事務所作成の取得店舗の算定評価書に記載の宮内店・パークシティ店および桜新町店・観音店の計画ならびにハミング作成の上作延店の計画における経常利益をキャッシュ・フローとして使用します。

修正後の店舗の帳簿価額は以下のとおりであります。

宮内店・パークシティ店	80,000 千円		
桜新町店・観音店	254,068 千円		
上作延店	100,000 千円	合計	434,068 千円

割引前 CF (単位：千円)

年月	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3	2015/3	合計
宮内・パークシティ	31,050	32,125	32,465	32,600	32,780	161,020
桜新町・観音	54,800	55,500	56,250	56,250	56,250	279,050
上作延	2,174	31,328	37,236	48,018	48,018	166,774
合計	88,024	118,953	125,951	136,868	137,048	606,844

上記のとおり、割引前 CF の 5 期間の合計額は 606,844 千円であり、取得価額 434,068 千円を上回るため、当社としては、平成 23 年 3 月末においては減損を認識する必要はないと判断いたします。

ハミング・上作延店の固定資産計上額

< 検証事項 >

ハミングにおける上作延店の有形固定資産の取得価額について、T 社から提出された「上作延店舗等にかかわる諸費用について」の内訳に有形固定資産の取得費用でないと思われる可能性のある項目が含まれていることから、固定資産の計上額について正しいかどうか検証の必要がある。

< 事実確認 >

上作延店の開店においては、T 社を仲介役として工事等が進められました。T 社から提出された工事見積書(平成 22 年 10 月吉日)の金額は 55,000 千円(消費税抜き)でありました。

T 社から平成 22 年 10 月 21 日付で提出された「上作延店舗等にかかわる諸費用について」によれば、取得金額の内訳は下記のとおりとなっています。

内訳	金額
上作延新店舗等内装費用等	57,000 千円
店舗什器備品等	8,000 千円
営業権譲渡及び調査費	15,000 千円
ロイヤリティ	10,000 千円
店舗開発費仮払い	10,000 千円
合計	100,000 千円

T 社に支払われた金額は消費税抜き金額で 100,000 千円であり、総額 100,000 千円で店舗資産を取得したことになります。これを個々の有形固定資産に配分し、会計帳簿に反映しました。その内訳は下記のとおりです。

尚、計算につきましては、会計処理をした高橋会計士にヒアリングをしました。

資産名	数量	取得年月日	取得価格
-----	----	-------	------

建物附属設備	9	平成 22 年 12 月 21 日	39,784 千円
機械装置	12	平成 22 年 10 月 21 日	60,216 千円
合計			100,000 千円

また、藤井社長としては、100,000 千円であれば充分採算がとれるという考えがあり、これにもとづき当社としても役員会で承認したことから、当事者としても 100,000 千円での取得という認識がありました。

< 調査結果・当社見解 >

取得原価については、「有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の取引等の付随費用を含める」（企業会計原則第三貸借対照表原則の 5D）と定められており、上記、「上作延店舗等にかかわる諸費用について」の内訳に記載された「営業権譲渡及び調査費」、「ロイヤリティ」および「店舗開発費仮払い」は付随費用に当たるものと考えられます。従いまして、上作延店について当事者の認識が 100,000 千円での取得であることから、取得原価を 100,000 千円とした会計処理については、妥当であったと考えます。

ハミングの 2 店舗（桜新町店、観音店）の家主に対する差入保証金の実態

< 検証事項 >

ハミングによるスーパー店舗 2 店舗（桜新町店・観音店）の取得において、取得価額の内訳として保証金 38,000 千円が含まれていたが、同社は平成 23 年 5 月～7 月に別途、店舗保証金の支払をしており、当初の店舗取得時の保証金 38,000 千円の計上が正しいかどうか検証する必要がある。

< 事実確認 >

平成 23 年 3 月 31 日付店舗営業権・造作等の譲渡契約書（桜新町店・観音店）において、取得価額の内訳として保証金相当額 38,000 千円が記載されており、会計帳簿上も「保証金」として処理されておりました。

内訳は、桜新町店分 20,000 千円、観音店分 8,000 千円および契約更新時に発生する可能性がある見積り支出 10,000 千円である旨 G 社 K T 氏から聞きました。また、G 社 K T 氏、T 社 K A 氏およびハミング藤井社長は、桜新町店および観音店を取得する際に、ハミングが保証金相当分を差し入れているとの認識はあったとのことです。

また、T 社が預かった保証金は、店舗取得時には貸主または借主に支払われていないことが確認されました。ただ、店舗の賃貸契約に関しては、T 社が仲介者として契約締結等に関与しており、その後の保証金の支払いは T 社により行われております。

平成 23 年 3 月期末において、T 社に対する保証金 38 百万円の残高確認を行っておりますが、T 社としては契約書に記載の金額を確認したものであり、38 百万円の債務を負っていることを確認しておりました。（金銭の授受は行われたわけではありません）

一方、今回の調査で、T 社は、実質の保証金の金額が 28 百万円であるとの認識であることも判明しております。（尚、平成 23 年 12 月末での残高確認においては、本契約に基づく保証金の金額を 28 百万円と修正した後の残高を確認しております。）

他方、平成 23 年 5 月～7 月にかけて、下記のとおり、ハミングにより桜新町店および観音店の保証金 11,600 千円が支払われたという会計処理がなされております。

日付	相手先	金額	対象
平成 23 年 5 月 11 日	K	800 千円	観音店保証金
平成 23 年 5 月 31 日	O 管理組合	5,000 千円	桜新町店保証金
平成 23 年 6 月 30 日	K	800 千円	観音店保証金
平成 23 年 7 月 1 日	O 管理組合	5,000 千円	桜新町店保証金
合計		11,600 千円	

ハミングの仕訳では、ハミングから支払われた保証金は下記のとおり処理されております。店舗の売上金からの支出による支払

平成 23 年 5 月 11 日

保証金	観音店分	/	売上高	宮内店売上	200 千円
保証金	観音店分	/	売上高	桜新町店売上	400 千円
保証金	観音店分	/	売上高	観音店売上	200 千円

(2) R 社からの売掛金の現金回収による支払

平成 23 年 5 月 31 日

保証金	桜新町店分	/	現金	5,000 千円
-----	-------	---	----	----------

平成 23 年 6 月 30 日

保証金	観音店分	/	現金	800 千円
-----	------	---	----	--------

平成 23 年 7 月 1 日

保証金	桜新町店分	/	現金	5,000 千円
-----	-------	---	----	----------

この結果、店舗保証金が二重に支払われたことになっております。(本来、保証金は T 社から支払われるか、ハミングが支払いをした場合、T 社から同額が返金されるべきであります。)

上記(1)の支払いにおいては、T 社の資金事情によりハミングの店舗から仮払いを受けて支払いに充てたと、T 社では認識していました。店舗から現金を引き出す際は、店長は必ず藤井社長に確認を取ることになっておりますので、藤井社長の了解は得られたものと考えられますが、個別の事項については、覚えていないとのことでした。

以下にヒアリングの結果を示します。

K T 氏 従前の賃貸契約では G 社が借主であったので、賃貸契約に関することは G 社グループで交渉していた。

平成 23 年 4 月から 5 月には、桜新町の賃貸契約について T 社 K A、ハミング藤井社長と家主と会って話をした。その際は、T 社が保証金を払うと伝えてある。

K A 氏 桜新町店と観音店の賃貸契約については、自分が家主側と交渉していた。2 店舗の保証金(敷金)を T 社が支払うことは承知していた。桜新町店分 20 百万円と観音店分 8 百万円との認識で、38 百万円を預かっているとの認識はなかった。G 社は家賃を滞納しており、賃貸契約を解消しても償却分があって保証金はほぼ戻らない状況であったので、ハミングとして新たに賃貸契約を結ぶ際に T 社から保証金を支払うことになっていた。観音店については、T 社の資金事情により保証金を全額一括で支払うことができないため家主に分割での支払をお願いしていたところ、契約に織り込むことになり、賃貸契約の当事者であるハミングとの覚書を締結することとなった。この交渉は、自分ひとりでおこなっていたため、ハミングは詳細を知らなかった。契約当事者が顔を合わせていないままだったので、契約書を調印する際、藤井社長と家主の顔合わせをした。桜新町店は G 社での賃貸契約であったが、平成 23 年 5 月 11 日に G 社が不渡りを出したため、賃貸契約をハミングに切り替えることとなった。

その際、G 社 K T 社長、ハミング藤井社長と一緒に家主およびその代理人と話をした。桜新町店の保証金については、T 社が 4 回に分けて支払うことを家主に了解してもらった。ただハミングの賃貸契約書にはこれは織り込まれなかった。桜新町の保証金につい

でも T 社で支払っている。観音店の保証金については、平成 23 年 4 月から T 社で支払っているとの認識であった。これまで 5、6 回の支払を行っている。ハミングの店舗からは家賃分を預かって家主に支払うことはあったと認識している。ハミングで R 社から売掛金の回収があって保証金の支払に充てたというのは間違いで、T 社の資金で家主に支払った。駒井さんには保証金を支払ったことは伝えたが誤って理解されたのだと思われる。これまで 3 回支払い、3 月に残額を支払うことで完了する。

藤井社長 契約については T 社 K A 氏が家主と交渉していたので、詳細についてはよくわからない。

経理担当駒井 差入保証金の処理については、T 社 K A 氏より支払の連絡を受け処理をした。どのような言葉であったかは、細かくは覚えていないが、連絡があって、処理するよう指示されたので会計処理を行った。

< 調査結果・当社見解 >

上記により、T 社が賃貸契約交渉の窓口となり契約したこと、T 社が分割支払いについて交渉したこと、保証金は T 社が支払うこととなっていたこと、当事者の認識として、保証金は、桜新町店分 20 百万円、観音店分 8 百万円であったこと、がわかりました。

また、ハミングで認識していた保証金の支払い以外にも T 社により支払われた保証金があることから、当初から T 社が保証金を支払うことになっていたと考えられます。

従いまして、桜新町および観音店の敷金に相当する 28 百万円については、保証金としての実態があるものと認識し、店舗取得において T 社に預けられた保証金は、店舗の賃貸契約を引継ぐために必要であり、取得価額の一部として計上されたことは誤りではないと考えます。

一方、平成 23 年 3 月期末において、T 社に対する「保証金 38 百万円」の残高確認を行っており、T 社はハミングに対して 38 百万円の負債を有していることを認識しております。

ただ、上記のとおり実態として保証金目的が明確であるのは 28 百万円であるため、差額の 10 百万円は「のれん」に振り替えるよう修正いたします。(上記で述べましたとおり契約金額を取得金額と認識することから、差額を「のれん」といたします)

また、上記(2)の保証金の支払いをしたとの仕訳処理についてですが、この支払いは、実際は、T 社により現金で行われ、これを伝えられたハミング経理担当者がハミングが売掛金の回収により支払われたものと誤って処理したとみられることから、ハミングにおける平成 23 年 5 月 31 日の保証金支払の会計処理については、保証金の二重計上を解消するため、相当額の T 社に対する未払金への振替、また、平成 23 年 6、7 月の保証金支払処理については、それぞれ保証金の差入先の名称変更および売掛金回収の取消処理を行います。

また、T 社が家主に支払った保証金の金額を確認し、相当分を保証金の相手先の振替を行います。

なお、上作延店、宮内店およびパークシティ店の取得の際に保証金を認識しておりませんでしたので、取得時において相当額の「保証金」を計上し、T 社への「未払金」とする修正も併せて行います。

< 修正処理 >

修正については、下記の修正仕訳を行います。

現在の残高		
保証金	T 社	38,000 千円

修正後の残高		
保証金	桜新町店	20,000 千円

保証金	観音店	8,000 千円
のれん		10,000 千円
保証金	上作延店	2,900 千円
保証金	宮内店	4,200 千円
保証金	パークシティ店	600 千円

修正仕訳

保証金	桜新町店	20,000 千円	/	保証金	T 社	20,000 千円
保証金	観音店	8,000 千円	/	保証金	T 社	8,000 千円
のれん		10,000 千円	/	保証金	T 社	10,000 千円

保証金	上作延店	2,900 千円	/	未払金	T 社	2,900 千円
保証金	宮内店	4,200 千円	/	未払金	T 社	4,200 千円
保証金	パークシティ店	600 千円	/	未払金	T 社	600 千円

(二重払い修正)

売掛金	R 社	10,000 千円	/	保証金	桜新町店	10,000 千円
未払金	T 社	1,600 千円	/	保証金	観音店	1,600 千円

ハミングの現金勘定の現金移動の目的 その1 全般

< 疑問点 >

ハミングから引き出された現金が、他社の口座に直接預け入れられていたり、他社の口座に現金振込みがされているケースがあるが、預け入れ等の際に仮払金処理などがされず現金残高として計上されているため、会計帳簿上の日々の現金残高と実際の現金残高が一致しておらず、このため、簿外の資産があるか、または不正な支払がなされたのではないかと疑問がある。

< 事実確認 >

ハミングにおいて、普通預金から現金の引き出しがなされた中に、実際には引き出された現金が社外に移動していた事象がありましたが、会計帳簿に適時に反映されておりませんでした。本来、このような現金の移動に関しては、事象が発生した時点で、適切な科目をもって会計帳簿に反映されるべきでありましたが、ハミング藤井社長の指示と会計処理の手続き上の齟齬からこのような結果が生じてしまいました。

< 調査内容 >

多額の現金が引き出されたことについて藤井社長に尋ねたところ、店舗取得に必要な資金であったので、取得日より前の時期でありましたが、容認したとのこと。特に、ハミングにとって、当時、店舗の営業譲受は事業上必要であったこと、時機を逸してしまって取得を逃してしまうことはできないとの強い意識がはたらいたとのこと。

ハミングの預金口座から引き出されて預け入れられた現金の用途については、G社を訪問し、KT社長および経理担当のK氏にヒアリングしてG社グループにおける受け入れ先およびその後の支払い先等について調査しました。調査は、G社のK氏と預金通帳等と照らし合わせながら確認していく方法をとりました。

(資料添付)

支払先については、G社またはO社の仕入他営業上の支払に充当されており、用途不明金の支出や資金の私的流用のような事実はありませんでした。

また、一方で個別の店舗取得の対価としての支払であるとの確認もできませんでした。尚、この調査のなかで、上記で記載のとおり宮内店およびパークシティ店の取得対価は、譲渡人であるF社ではなく、

F社の債権者であるG社グループに支払われていることが判明しております。

また、桜新町店および観音店の取得対価は、下記のとおり、R社ではなく、G社グループを通して関連会社であるM社に支払われていることが判明しております。

<調査結果・当社見解>

ハミングにおいては、先に現金が出金され帳簿上の処理がなされていないということが起きてしまいましたが、月末の支払に充てる資金が不足するという事態になるため、月末には現金が戻されて支払に充当し、月末の現金有り高と帳簿残高を合わせるという処理が行われておりました。

本件、調査の対象となった現金の移動について、平成22年9月末以前の出金に関しましては、簿外での入出金がありましたが、ハミング個別の第2期(平成21年10月～平成22年9月30日)末において、現金有り高と決算書上の残高は一致しております。

平成22年10月から平成23年1月にかけて出金された現金は、ハミングによるスーパー店舗の取得に関連した前払金へと振り替えられて、店舗取得対価へ充当されております。このため、平成23年3月期末においては解消され、決算書上の現金勘定に誤りはありません。

また、上記のとおり使途不明金の支出や資金の私的流用のような事実はありませんでした。

ハミングの現金勘定の現金移動の目的 その2 M社への支払い

<疑問点>

上記の調査の中で、G社グループおよび仕入先等による支払いが大部分であること判明したが、それ以外ではM社に支払われているケースがあり、その理由・目的を明らかにする必要がある。

具体的には、ハミングの平成22年10月15日の総勘定元帳の記載によれば、平成22年10月15日で、普通預金から4000万円が引き出されて現金勘定の残高が増加しているが、実際は、現実にハミングに引き渡されることなく、M社へ送金する処理がなされており、実際の資金移動に照らし、ハミングの総勘定元帳に、実際の現金残高との齟齬があるといえ、使途不明金と疑われる状態である。

<調査結果・当社見解>

ハミングの総勘定元帳上で残高として処理されている4000万円は、実際には、M社グループの1社であるR社からの店舗譲受のための前払金として仮払い処理がなされるべきものでありました。

従いまして、少なくとも、総勘定元帳上、現金の出金処理についての仮払い処理がなされないまま、実際の現金残高と帳簿上の現金残高が一致しない状態が生じました。ただ、上記処理は総勘定元帳上の記帳誤りとみるべきであり、最終的には前払金として処理されて本来の残高に戻っており、当社の有価証券報告書上の記載に直接の影響を与えることはありませんでした。

また、その資金使途につきましても、調査の結果、当時当社において報告を受けて承認し、その使途を把握していたものであり、いわゆる使途不明金の支出や資金の私的流用にはあたるものではありませんでした。

<調査内容>

(1) 当時の当社及びハミングの状況

G社KT氏によれば、当時、G社グループはM社グループより一部の店舗を譲渡するなどにより資金支援を受けており、ハミングが当該店舗を買い取ることにによりその代金でM社グループへ返済することとなっておりました。一方、前述のとおり、当社は、ハミングの店舗譲受などのための資金をハミングに提供する計画をもっておりましたが、資金調達の計画に手違いがあり、結果として、ハミングに必要な資金を提供できず、店舗譲受についてM社グループより不信感を抱かれる状況をひきおこしてしまいました。実際、M社グループは第三者への譲渡を真剣に検討し始めることとなってしまう、ハミングによる譲受の話が打ち切れかねないところまで切迫しておりました。そこで、急遽、ハミングによる店舗譲受の相談に応じていたG社グループのT社は、ハミングによる店舗譲受のために、ハミングより資金の仮払いを受け、

当該資金を店舗取得のための前払金に充てて、当該店舗が第三者に譲渡される事態を防がざるを得ないと判断したとのことです。

そこで、実際には、10月15日に、時間的に切迫していたこともあり、G社グループの経理担当のK氏がハミングおよびT社の依頼を受け、M社グループへの一連の送金の手続きを行いました。

すなわち、ハミングより支出された現金は、T社が、ハミングが店舗を譲り受けるために必要な措置をとるために、ハミングより仮払いを受けたものとのことであります。以上の経緯については、KT氏からのヒアリング結果のみならず、該当する資金支出とその後についての総勘定元帳上の記載、これを裏付けるハミングとT社との間の契約書、預り証などの客観的な証拠と、ハミング藤井社長の認識との整合性が確認できております。

また、当社が当初計画した資金を提供せずハミングが苦境に陥った経緯は当社の複数の取締役会議事録から明らかになっております。

このような状況のもと、平成22年10月19日の取締役会にて、1日のうちに時間をかけて取締役会を2回開催し、十分な議論を行った後に、T社への仮払いが店舗の買収資金のためのものであることを確認し、ハミングからT社への133百万円の支払いを承認したこと、議事録記載のとおりです。

(2) 総勘定元帳上の記載

上記のとおり、ハミングからT社に対し、店舗の買収資金等を仮払いした処理が一時的に総勘定元帳に反映されなかったことにより、総勘定元帳の現金残高が実際の現金残高と合致しなかったこととなりますが、この点は管理上の問題はあるものの、当時、当社側の問題でハミングから資金を引き上げ、ハミング自身が関与しえない理由により相手先からクレームがなされて対応に追われ切迫した事情や、当社及びハミングが資金繰り上の問題で混乱する中で生じたものでやむを得ない側面もあります。

また、10月15日の記帳の混乱についても処理自体は、遅くとも同月19日までに親会社である当社に報告されてその承認を得た上で、11月30日までに本来あるべき勘定科目への振替処理まで済んでいることからすれば、実際に有価証券報告書等の開示書類への重大な影響は生じなかったといえます。

また、その具体的内容や仮払いとほぼ同時に当社に報告されて取締役会での承認がなされたことからすれば、当該出金は、使途不明金の支出や私的流用でないことは明らかです。

また、T社が仮払い処理を受けた資金について、ハミングに対する預り証を差し入れていることからすると、ハミングによる店舗買収を成功させるために、仮払いされた資金について、自らリスクをとって対応したともいえ、当時、当社において資金上の問題が生じていたことからすると、T社にのみ不当に有利で合理性を欠く取引がなされたとはいえません。

尚、当時において、実際になされた仕訳と本来なされるべき仕訳を対比させれば、以下のとおりとなります。

実際の仕訳	10/15 (現金) 40,000 千円 (預金) 40,000 千円 11/30 (前払金) 40,000 千円 (現金) 40,000 千円
本来の仕訳	10/15 (現金) 40,000 千円 (預金) 40,000 千円 10/15 (仮払金) 40,000 千円 (現金) 40,000 千円 11/30 (前払金) 40,000 千円 (仮払金) 40,000 千円

ハミングの現金勘定の現金移動の目的 その3 IB社との店舗保守契約の実態

< 検証事項 >

平成22年12月1日付の契約書において、ハミングとIB社は、30,000千円(消費税込)の前払いにより、本部および食品スーパー10店舗(既存5店舗および新規出店5店舗)に関する5年間の保守契約を締結、ハミングは30,000千円を前払費用および長期前払費用として計上し、経過月に応じて、外注費への振替処理を行っている。

しかしながら、上記の調査のなかで、実際の支払い先としてIB社の名前がでてこないことから、契約に至った経緯、資金の決済および保守の実態が明確でないことから、事実を調査し実態についてを確認

する必要がある。

< 事実確認 >

ハミングは、平成 22 年 9 月 2 日および 6 日に、新規に出店するスーパー上作延店の内装工事発注のため、G 社グループに総額 35,000 千円を現金で支払い、I B 社より受領書を受けとっていました。

ハミングの会計帳簿では、平成 22 年 9 月 30 日に下記仕訳が入力されています。

前渡金 / 現金 35,000 千円 I B 社工事前渡金

上作延店の出店については、平成 22 年 10 月 1 日付業務委託契約により、T 社が仲介役となって進められることとなりましたが、T 社が、上作延店の内装工事について、I B 社ではなく、他の業者に発注してしまったため、上記のとおり I B 社に対し工事前渡金が支払われた処理が残ってしまいました。その後 I B 社への前渡金として処理された金額のうち、平成 22 年 11 月 15 日に現金で 5,000 千円が戻されたことから、残額は 30,000 千円となっております。

ところが、I B 社に対して、内装工事が発注されなかったことで「違約金」が発生する可能性があると考えられたこと、および前渡金の回収がされていないことから、I B 社とはあらためて平成 22 年 12 月 1 日付で「保守契約」を締結することとなりました。内容は 30 百万円の対価で、ハミングステージの 5 店舗 + 5 店舗の保守を 5 年間請け負うというものです。

ただ、保守契約は締結されましたが、定期的な保守作業の実態はなく、平成 23 年 5 月より I B 社の関連会社である I E 社が店舗の冷蔵ケース等の不具合の修繕をしています。修繕作業に関しては、各店舗から必要に応じて、I B 社または I E 社に連絡され、作業を依頼しています。

実際の修繕作業は I E 社によって行われ、毎月の請求書を T 社に送っています。I E 社がまかなえない作業は、必要に応じて他の業者が行いますが、請求は I E 社がとりまとめて作成しています。保守の実態を確認する上で取得しました I E 社の請求書を確認しますと、金額は作業ベースで計算されたものでした。

一方、ハミングはこれを上記保守契約にもとづく既に支払った金額の毎月の定額分であると認識しており、契約内容の認識が双方で違うとの実態が明らかになりました。

尚、T 社は I E 社からの請求に対して実際の支払をしておりません。

< 調査内容 >

前述「ハミングの現金勘定の現金移動の目的」において、現金は G 社および O 社の 2 社に支払われ、I B 社には支払がなされていないことが判明しました。

この点、ハミング藤井社長が I B 社社長に尋ね、I B 社が現金を受け取っていないことを確認しました。また、修繕作業について、上記のとおり作業の実態があることは確認しました。

以下ヒアリングの結果を記載します。

藤井社長 店舗内装工事については、当初 I B 社に委託する予定であったが、資金事情により当初計画から延期となったため、その後、店舗取得の仲介者である T 社により別の業者によって行われた。

保守作業が必要なときは I B 社に依頼するよう、連絡先を各店長には伝えてあり、実際に必要に応じて依頼している。

I E 社には、保守契約があつて前払いをしているので、請求書は当社ではなく、T 社に送るよう伝えた。

I E 社 G 社長

I B 社に対して実際の金銭が支払われなかった点については、同社と G 社グループに取引関係があり、将来取得する店舗の内装工事受託の可能性等を勘案してのことだと思ふ。

G社グループからの支払が滞っているため、修理作業等を行うことについては、現在「行きたくない」が、強く頼まれればこれまでの関係もあり行かないということはない。保守点検は行っていないが、依頼された修理は行っている。

< 調査結果・当社見解 >

平成 22 年 9 月のハミングからの支出は工事発注に関するものでありましたが、実際には I B 社に工事の発注は行われなかったため、支出に関しては回収すべきものとして取り扱うべきと考えます。

しかしながら、現金は G 社グループの 2 社に支払われ、I B 社に支払われたものではないため、店舗取得関連の仲介者であった T 社への前渡金であると考えます。

また、保守契約では 30 百万円の対価で、保守を 5 年間請け負うこととされておりますが、会計処理を実態に合わせますと、保守（修繕）については、毎月の請求額に合わせて費用を認識して未払金を計上し、T 社より支払いがなされた際に、T 社に対する前渡金を振り替える処理といたします。

< 修正処理 >

本調査では、下記の修正仕訳を行うものとします。

平成 22 年 12 月末の残高

前払費用	I B 社	9,999 千円
長期前払費用	I B 社	16,666 千円
外注費	I B 社	1,904 千円
仮払消費税		1,423 千円

あるべき残高

前渡金	T 社	30,000 千円
-----	-----	-----------

修正仕訳

前渡金	T 社	30,000 千円	/	外注費	I B 社	28,571 千円
				/	仮払消費税	1,428 千円
外注費	I B 社	9,999 千円	/	前払費用	I B 社	9,999 千円
外注費	I B 社	16,666 千円	/	長期前払費用	I B 社	16,666 千円

請求があった月の仕訳

外注費	I E 社	XXXX 千円	/	未払金	I E 社	XXXX 千円
-----	-------	---------	---	-----	-------	---------

ハミングにおいて取得した店舗等の在庫の实在性について

< 疑問点 >

平成 22 年 11 月 30 日、平成 23 年 3 月 31 日のハミングによる店舗買い取りに関する JASDAQ 適時開示の「譲渡資産、負債の項目および金額」にはそれぞれ商品在庫 90 百万円（平成 22 年 11 月 30 日）及び 16 百万円（平成 23 年 3 月 31 日）も譲り受けたような記載があるが、ハミングの仕訳帳では、実際の受け入れに際しては什器備品しか資産計上されていないので齟齬がある。

< 当社見解 >

平成 22 年 11 月 30 日および平成 23 年 3 月 31 日のハミングによる 4 店舗の取得に際しては、在庫を取得しておらず、在庫を資産計上しておりません。従って、在庫の实在性の問題は生じないものと考えます。

ただ、IR で公表した内容につきましては、情報伝達に誤りがあり、確認を怠った初歩的なミスによるもので訂正の必要があると考えます。

平成 21 年 12 月に実施された DES で調達した 3 億円のうち仕入先への保証金として支払われた 1 億円が、第 5 回新株予約権 1 億円相当の行使に再度使用され、増資資金として受け入れた可能性

< 疑問点 >

平成 22 年 1 月 21 日付で、第 5 回新株予約権 1 億円相当の行使するにあたり、引き受け先であるクリブデン・マネージメント株式会社（以下「クリブデン」という）が、当社に対し、「当社が〇社または〇社に対し保証金 1 億円を差し入れ次第、14 日以内に新株予約権を行使し払い込みを完了する」旨の差し入れ書を提出しており、実際、その後、平成 22 年 1 月 25 日付で、当社が〇社及び〇社に対し 1 億円の保証金を差し入れる旨の売買基本契約書を締結、当社は、平成 21 年 12 月に DES により調達した資金から 1 億円を捻出し、〇社および〇社に支払いました。結果、上記差し入れ書のとおり、当社は、クリブデンから新株予約権の行使を受け、あらためて 1 億円を調達することができました。

従って、クリブデンと〇社、有未は実質的に一体となり、当社より保証金ととして支出された資金を、当社がクリブデンを通して増資資金として受け入れた資金循環取引が存在するのではないかとこの疑問が生じております。

< 調査結果 >

関係当事者に対するヒアリングの結果と関係資料を調査した結果、当社が保証金として支出した資金を当社が増資資金として受け入れたという資金循環取引がなされた事実はありませんでした。

根拠は以下のとおりです。

(1) 当時の事業の状況と資金調達の必要性

高橋元社長及び執行役員であった豊島氏からのヒアリングによれば、当時、資源事業にて ADM Galleus Fund limited（以下「ADM社」という）への返済資金として 1 億円、会社の運営資金ないし事業資金として 2 億円、合計 3 億円の資金が必要となっておりましたが、当社の資源事業は十分な成果が上がっておらず、繊維事業は縮小・撤退せざるを得ない状態にあり、また、食品事業も、まだ拡大が期待できない状態であったことから、当社は 3 億円の資金を出資してくれる投資家を探すとともに、キャッシュ・フローを獲得できる事業を模索している状態でありました。

(2) クリブデンからの資金調達と差し入れ書作成の経緯

平成 21 年 12 月 4 日契約のとおり、クリブデンが当社に対し、3 億円の資金の増資を行うにあたり、金銭消費貸借ならびに現物出資等に係る契約書を締結、まずは、3 億円の借入を行った上で、これを現物出資に充てることとしました。高橋元社長及び豊島氏によれば、金銭消費貸借として資金調達を先行させた上で、貸付金の現物出資という手法(DES)をとった理由は、当時、通常増資手続では ADM 社に対する返済のスケジュールに間に合わないためとのことで、この点については、ジャスダックに十分相談して手続を行ったことでもあり、特段問題はみあたりません。

また、高橋氏によれば、クリブデンとは、

- 可能な限りのワラントをクリブデンに発行すること、
- クリブデンが推薦する者を取締役として選任すること、
- クリブデンと協議の上、新規事業を行うこと、

を条件とする合意があったとのことであり、上記についてはワラントの発行額が最終的にクリブデンに発行した額となったこと、上記については金銭消費貸借ならびに現物出資等に係る契約書に明記されていること、上記についても、同契約書上の資金用途についての条項があり、裏付けられております。

以上の経緯からみますと、まず、問題となっている平成 22 年 1 月 21 日付の差し入れ書に「クリブデンによるワラント行使について、当社による〇社または有未への保証金の差し入れを条件とする」旨の記載

はあるものの、クリブデンと当社との金銭消費貸借ならびに現物出資等に係る契約書は、平成 21 年 12 月 4 日時点で締結され、クリブデンからの 3 億円の入金も平成 21 年 12 月 9 日までに行われていることから、クリブデンが〇社及び有未への保証金差し入れを前提に 3 億円を入金したとは考え難いと思われる。

次に、上記 3 億円の資金が投入されるに至る経緯、その実質的な金主らにワラントが譲渡され、その後、実質的な金主らが取締役就任している経緯などを考慮すれば、当時において、クリブデンが当社に資金を投入する前提として、クリブデンとの間で合意した新規事業として G 社グループの食品事業の承継を計画し、ワラント行使による新規事業資金を手当するための材料として差し入れ書を求めたと考えるのが自然と思われます。この点についての高橋氏からのヒアリング結果と、3 億円では新規事業資金までの手当は難しく、新規事業を行うためにはワラント行使が必要であったという豊島氏からのヒアリング結果に矛盾はありません。

また、ワラントを行使する側であるクリブデン自身も食品事業を G 社グループより承継することを推奨したとのことであり、差し入れ書の記載は新規事業を行うというクリブデンとの間の合意内容を保証金支払というより具体的な形で条件化したものといえます。

(3) G 社グループとの契約締結及び契約解消の経緯 (保証金の還流によるワラント行使の可能性)

まず、上記のとおりクリブデンとの合意及び当社の事業戦略として新規事業が必要な状況があり、その対象として食品事業を選定、クリブデンの推奨もあり G 社グループの商流に参入して売上・仕入を計上することを企図して平成 22 年 1 月 25 日付で売買基本契約書を締結し当該保証金を支払うこととなりました。

ただ、その後、売上規模の点で〇社を買収することが困難であり、かつ売上・仕入の計上も困難であるという事情が判明し、契約の解消がなされ資金も返還されたとのことであります。以上の経緯については、関係者のヒアリングのほか、売買基本契約書の修正及び合意解約に関する契約書等複数の契約書があり、現実に、これに従った資金の移動の事実も確認できており、G 社グループからの食品事業の承継の計画があり、実際に着手されたものの中で解約され、保証金として支出された資金も返還されたことは間違いありません。

従いまして、実際にクリブデンのワラント行使の条件として、G 社グループからの食品事業の承継が必要であり、その取引関係開始の端緒としての保証金支払いがなされた事実があるとしても、その後 G 社グループとの当該取引については解消され資金も当社に対し返金されたことを考えますと、当該保証金をクリブデンから当社への増資資金に充当する必要性はみあたらず、また実際、G 社グループへの保証金がクリブデンのワラント行使の原資に充てられ資金循環による増資がなされたという事実も認められませんでした。

当社およびハミングが差し入れた「仕入先に対する差入保証金」の実態

< 疑問点 >

上記の資金のながれのなかにもあるように、また、その後の実際の取引で、当社およびハミングは、仕入先である〇社に対し多額の保証金を差し入れているが、売り先に対しては保証金を要求していないので、この保証金は実態があるのか、またその金額が妥当か疑問がある。

< 調査結果・当社見解 >

食品事業の商慣行として、生鮮食料品などを取り扱う関係上、仕入先に保証金を納めることは一般的であります。特に市場への参加ができない会社では、参加資格のある卸会社に対し保証金を納めることがむしろ取引の絶対条件となっております。

通常、野菜などの生鮮食料品を仕入れる場合、1~2 週間先の商品について商談を行いますが、途中で代金

の支払いがなくても（くさってしまうため）出荷はとめられず、そのために保証金が必要とのことであります。

一方、中間業者が売り先(お客)に対し保証金の支払いを求めることは、両者の力関係にもよりますが、一般的ではありません。

ハミングは、食品スーパーとして相当量の野菜を仕入れなければなりません。市場へのアクセスする資格がないことから、資格を有する卸会社であるO社に保証金を納めることは当然であり、また、上記のとおり食品スーパーとして仕入れる野菜の量も多いことから、納めた金額(83,000千円)も不当に多いとはいえないと考えます。

G社グループおよびR社に対する債権の回収可能性

< 検証事項 >

ハミングによるスーパー5店舗取得にあたり、G社、O社、T社に対する債権が生じておりますが、上記からまでの調査の結果、新たな事実が判明したこと、また債権金額が増えることから、これら債権に対する回収可能性についてあらためて検討を要する状況となっております。

また、上記のとおり桜新町店および観音店の運営受託によりR社に対して多額の債権が生じており、同様に回収可能性について検討を要する状況となっております。上記会社に対する債権残高は、平成23年3月期末では、447,406千円となっております。

< 事実確認 >

対象となっております会社に対する、債権残高は下記のとおりであります。

相手先	平成23年3月末	平成23年12月末	差引
T社	97,128千円	104,128千円	7,000千円
G社	14,880千円	47,373千円	32,492千円
O社	97,329千円	95,896千円	1,432千円
R社	238,068千円	144,568千円	93,499千円
合計	447,406千円	391,966千円	55,439千円

平成22年3月末において、ハミングの売掛金残高は0円であります。また、平成22年9月末において、ハミングの未収入金残高は1,591千円であります。G社およびO社との取引基本契約書は平成22年4月12日に締結されております。T社との取引は、平成22年10月以降に店舗取得に関連して発生していません。平成23年12月末において上記G社グループ3社に対する債権残高合計額は、247,398千円と、平成23年3月末残高合計額209,338千円から38,060千円増加しております。R社とは、平成22年9月10日付けで桜新町店および観音店の店舗の運営に関して業務委託契約を締結しておりましたが、平成23年3月31日付けで同店舗の営業を譲り受けたために、新たな取引は発生していません。R社に対する債権は、平成23年9月末には144,661千円となり、平成23年3月末の238,068千円から93,406千円減少しております。ただし、平成23年7月以降は、ほとんど回収がなされておられません。

< 調査内容 >

上記の店舗差入保証金に関連する取引の調査をとおして、G社グループの資金繰りが厳しい状況にあり、家賃の支払遅延もしくは滞納が起きていることが判明しました。

また、G社は平成23年5月11日に不渡りを出していることが判明いたしました。

R社に関しては、平成23年4月から6月にかけて、103,653千円の入金がありましたが、そのうちの相当額がG社により、R社名義で支払われたものでした。これは、当初G社グループとM社グループ（R社）は提携関係にあり、G社グループが資金面で支援をうけていたことから、その中の資金のやりとりにおいて、G社が代わりに弁済したもので、G社による法的に有効な弁済（代位弁

済)でありました。

ただ、平成 23 年 7 月上旬より債権の回収が止まり、貸倒引当金設定の会計処理の判断を行うべき期間(平成 23 年 7 月から第 1 四半期報告書提出日(平成 23 年 8 月 12 日))における回収額は、平成 23 年 7 月 19 日の 300,000 円だけでありました。これは、M 社グループと G 社グループの資金の貸借が平成 23 年 7 月頃に終了したため、平成 23 年 7 月以降は G 社からの代位弁済も見込めない状況となっております。

<調査結果・当社見解>

G 社が不渡りを出した事実に関しては、本調査において、関係者からのヒアリング等でその事実を知ることとなりました。また、当時、同社と取引関係にあり当該情報を知りえる状況にありながら、当社でその情報を得ていなかったため、貸倒引当金の計上を行いませんでした。

T 社、G 社および O 社は資本的にも、人的にも関係があり、G 社グループとして一体であり、実質的に同じ企業グループであると考えます。

上記事実関係の確認および調査の結果、G 社グループに対する債権の回収は困難を要すると考えられるため、貸倒引当金の計上が必要であると考えます。

平成 22 年 12 月末においては、ハミングによる店舗取得が T 社を通して行われており、また、取引が継続されている中、正常債権であったとの認識があるため、貸倒引当金の計上は行わないこととします。

平成 23 年 3 月期末より同社グループに対する債権を「破産更生債権等」に区分し、債権残高から債務残高を差し引いた金額の全額を、各四半期末に貸倒引当金として計上することとします。

R 社からの回収は相当部分が G 社からの代位弁済によりなされた結果であり、G 社からの代位弁済が困難となることが見込まれることから、回収については G 社と同様の評価が必要であると考えられます。

R 社に対しては主に売掛債権を保有しております。通常、売掛債権は、発生の翌月、遅くとも発生の翌々月には回収できるのが通常であります。平成 23 年 3 月期末においては、このような通常のスケジュールでの入金がなかったことから、全額回収への道のりが長期にわたることが予想される状況となってきました。従いまして、当該事実を実質的に弁済期間の延長を余儀なくされたことと捉え、貸倒懸念債権と認定します。(金融商品会計に関する実務指針 112 項に該当)

また、引当額については、債務者の支払能力を勘案して金額を決定しました。

具体的には、以下のとおりです。

まず、貸倒債権として初めて認定した期であるため、債権額の 50%を引き当てる方法(担保の処分見込額・保証による回収見込額はゼロ)があり、平成 23 年 3 月末残高 238,068 千円の 50%である 119,034 千円を引当計上する方法が考えられます。他方、有価証券報告書提出日(平成 23 年 6 月 27 日)から 3 日後の第 1 四半期末の債権残高は 147,961 千円となっており、有価証券報告書提出日段階では債務者の支払能力からして、経営破綻に陥っているとまでは言えないが、これ以上の回収は難しいと判断できる状況にありました。また、平成 23 年 6 月 27 日において平成 23 年 6 月末の残高はある程度予測できた状況にありました。そのため、119,034 千円か 147,961 千円(債権残高全額)程度のどちらを引当計上するかの判断が必要となりますが、当該債権は個別に重要性の高い貸倒懸念債権であり、当社の損益に与える影響も大きいことから、より慎重かつ保守的に引当額を決定する必要があり、保守主義の原則に照らし後者を採用いたします。

なお、147,961 千円と引当額に多少の差異がありますが、これは、今回の訂正報告書の提出により、利害関係者の混乱を招かないようにするため、便宜的に平成 23 年 3 月末~から平成 23 年 12 月末の引当額を同一にしたもので、差額の金額的重要性が低いため、問題ないものと判断しています。この処理については、会計監査人の了解を得ております。

尚、上記調査内容にかんがみ、第 1 四半期報告書提出日段階(平成 23 年 8 月 12 日)においては、R 社は実質的に経営破綻に陥っていると判断せざるを得ない状況になったため「破産更生債権等」に区分します。(金融商品会計に関する実務指針 116 項に該当)

< 修正処理 >

平成 23 年 3 月末における修正仕訳は下記のとおりです。

特別損失として貸倒引当金繰入額を 353,906 千円計上することとし、保証金に対する貸倒引当金を固定資産とします。

修正仕訳

破産・更生債権等	G 社グループ	209,338 千円	/	売掛金	G 社グループ	12,682 千円
				未収入金	G 社グループ	1,934 千円
				前払金	G 社グループ	39,758 千円
				前渡金	G 社グループ	44,193 千円
				立替金	G 社グループ	400 千円
				保証金	G 社グループ	118,700 千円
				未払金	G 社グループ	8,330 千円

長期未収入金	R 社	238,068 千円	/	売掛金	R 社	201,476 千円
				未収入金	R 社	36,591 千円

貸倒引当金繰入 (特別損失)	353,906 千円	/	貸倒引当金 (固定資産)	353,906 千円
----------------	------------	---	--------------	------------

第 6 原因

1 当社の事業分野の変遷

上記「第 5 調査結果・検証結果」からみますと、このような事態が発生した時期は当社の事業分野の変遷時期と重なっており、この背景の理解なくして問題の原因の解明に至らないと考えます。

前述のとおり、2 年ほど前、当社は、資源開発事業を柱として事業展開をしておりましたが、その資源開発事業が頓挫することとなり、投資先からの配当もほとんどなく資金繰りが厳しくなるなど、危機的状況に陥りました。このため、当社は、早急に事業を再編してキャッシュフローを改善する必要に迫られておりました。

そこで、高橋元社長は、当社でも一部手掛けておりました食品事業の拡充を行うという経営判断をくだし、当時食品事業を展開していた G 社グループの K T 社長に対し、同グループの事業の一部を譲ってもらうことで、当社の経営を安定させる方針を定めました。当社の高橋元社長と G 社グループの K T 社長とで協議を重ねた結果、当社グループは、スーパーの運営会社であるハミンクの譲受、さらに、ハミンクへのスーパーの店舗の譲受により、G 社グループのなかで収益をあげていたスーパー事業を譲り受けることとなりました。

ただ、当時、当社には、従来当社で手掛けていた食品事業とは異なる「スーパー事業を中心とした食品事業」をマネージできる人材がおりませんでした。そこで、当社は、食品事業担当役員として、当時 G 社グループの幹部であった齊藤氏を当社役員に招聘し、また、スーパー事業の中核であるハミンクの経営についても G 社グループの役員であった藤井氏にお願いすることとしました。

この結果、当社は、G 社グループから、当社で食品事業を本格的に展開するための支援、ハミンクの譲受けによる当社グループのスーパー事業への参入の支援に加え、店舗取得を中心としたハミンクの事業拡充の支援等「全面的な支援」を受けることとなりました。

また、当社グループが展開する食品事業やハミンクで展開するスーパー事業については、G 社グループの商流を利用していたため、当社グループは、食品事業やハミンクの経営のために G 社グループの継続的支援を受けることとなりました。

2 当社グループでの食品事業の拡充の際の状況

当初、ハミングによるG社グループからのスーパーの店舗の買い取りについては、取締役会で慎重な検討を行った上で決定しており、専門家による評価を取得するなど、十分な手続を経て問題がないことを確認しておりました。

ところが、実際の実行段階において、高橋元社長を中心として交渉していた投資家からの資金調達が実現されず、店舗の買い取りは当初予定より大幅に遅れることとなりました。

当時、ハミングで買い取り予定のスーパーの店舗の一部は、G社グループからM社グループのR社に売却されておりました。そして、当社の資金調達の遅れにより、R社が当該店舗を他の買取候補者に譲渡する恐れが生じる事態となりました。このように競合者の登場や当社の履行遅滞の影響により、当初よりも対象店舗の譲渡価額が高額になりましたが、ハミングは当該店舗の運営委託を受けていたため、当該店舗を買い取らないとハミングの経営については当社グループ全体の経営に大きな影響が生じるおそれがあり、当社では、何とか資金を調達し、取締役会にて所定の手続きを経た上で、計画段階よりも高額ではあるが最終的なリターンは見合うとの経営判断の下で、当初の経営計画を一部修正しつつも当該店舗の買い取りを実行することとなりました。

以上は、上記の「第5 調査結果・検証結果」でも重ねてふれているとおりです。

3 今回の問題が生じた原因

当社の計画及び実行と当時の当社の意思決定及び管理体制には以下のような問題があり、これが上記経緯や実行段階によるトラブルとあいまって、今回の会計処理の問題の原因となったものと思われま

(1) 食品事業の拡充の計画に内在する問題点と資金調達失敗による混乱

当社グループによる食品事業の拡充は、当初、当社の高橋元社長とG社グループのKT社長との交渉・協議により進められました。しかし、当社には、当時、食品事業の専門家といえる人材が不在であり、当社グループにおける食品事業の拡充の助言支援をG社グループのKT社長にお願いすることになりました。

この結果、G社グループは対象となる食品事業の譲渡人的立場であると同時に、当社グループによる食品事業の拡充の支援・助言を行う立場に立つことになり、さらには、当社グループへの人的支援として、当社グループの食品事業の責任者にもG社グループ出身者が採用されることとなりました。

このように食品事業の拡充の計画は、G社グループからの全面的な支援を受けながら進められたため、結果として、G社グループからの提案に対するチェックが甘くなる要因が内在しておりました。

さらに、当初の計画では、当社の高橋元社長がG社グループと関係なく資金調達をする予定であったところ、資金調達の失敗があり、結果として、G社グループのKT社長の支援を受けたり、仲介者であるG社グループに資金調達面での失敗の負荷をかけたりした結果、計画と実行の段階での混乱が生じることとなりました。

また、当社の資金調達の失敗は、G社グループの資金繰りにも負荷をかけることとなり、結果として、G社グループの資金の流れについても混乱を生じさせることとなりました。

(2) 新規事業管理体制及びグループ会社管理体制の不備

従来、当社の意思決定は、高橋元社長の下、取締役会にて慎重審議の上、十分な手続を経て行われておりました。しかし、食品事業の拡充の過程では、資金調達の失敗による支払遅延や取引条件の変更などの混乱などがあり事業価値を維持するための緊急の対応が必要になったことにより、計画変更の意思決定の経過の資料を十分に残すことができず、事後的に見ると、当初の計画資料と最終的な実行結果との差異の説明が難しい状況が生じました。

また、従来、当社では、上場会社として、従来の資源事業について当社の意思決定を行う管理体制を整えていたものの、G社グループより譲り受けた食品事業についての理解が十分ではなく、また、ハミングの取得後には子会社を契約主体とする重要な取引をグループとして管理する体制が必ずしも十分ではあり

ませんでした。

このような経過の下、当社グループ側の店舗譲受の担当役員である斉藤役員は、当社の意思決定に従い、ハミングに対して必要な資金の送金を管理しておりましたが、資金を受領したハミングから相手先への出金についてはハミングの藤井役員の管理という認識でした。他方で、ハミングの責任者であった藤井役員は、現場の通常業務の指示管理が中心であり、ハミングの店舗取得の取引については、斉藤役員の担当であるという認識でした。

結果として、食品事業に詳しくない高橋元社長とG社グループ出身の斉藤役員との間には相互に遠慮があり、また、斉藤役員と藤井役員との間で役割分担の不徹底なところがあり、結果、子会社であるハミングからの現実の出金のうち特に店舗取得にかかる取引に関しては、計画段階での意思決定とその後の変更経緯や最終的な判断について、最初から最後まで一貫して実質的な責任者という認識で管理している者がいないという状況が生じてしまいました。

(3) 資料管理及び出金管理の不徹底による会計処理の混乱

当時、G社グループはハミングによる店舗取得のアドバイザーを行っており、当社側での資金調達の失敗に端を発した計画変更の必要性や緊急的な判断が必要とされる中、前述したように、最初から最後まで一貫した管理者がいない状態となったことにより、意思決定から実行までの経緯についての資料管理の不徹底が生じました。加えて、ハミングでは、スーパー事業において現金でタイミングをはかり有利に仕入れることで利益を上げるというビジネスモデルであったことから、多額の現金の入出金が日常的に行われており、店舗の取得という大きな取引についても、ハミングで日常的に行われている取引についての手続と同様の手続で出金処理がおこなわれました。

このような資料管理の不徹底とハミングの出金管理の問題から、計画及びその実行について基本的には当社役員会の決裁・当社役員の指示を経てはいるものの、一部取引の過程で実質的な店舗の譲渡人の立場にあったG社グループの提案どおりにハミングから出金し、事後的に取締役会で追認する事態も生じてしまいました。

また、当社が食品事業についてハミングを中核とするグループ会社化した後、その管理体制を整備する余裕が十分になく、子会社であるハミングの大きな現金の出金を、親会社である当社側で管理するシステムがありませんでした。

さらに、当社グループとして、G社グループから全面的な支援を受けている以上、食品事業に経験の乏しい役員やG社グループ出身の役員として、現金のながれまで細かくチェックして場合によっては反対することには大変心理的な抵抗があり、取締役会のチェックが働きにくい環境がありました。

このような環境の下で、最終的には当初の計画と変更されたものの、当時の店舗からあがっていた経常利益の5倍程度の買い取りという常識的にはおかしくない金額に収まったこともあり、また、当社取締役会において最終的な承認もあったことから、当時の会計監査人であった監査法人からも、当社の会計処理について問題ない旨の意見を取得することができました。もっとも、当初の計画時の意思決定の結果については資料が残っているものの、その計画の変更や最終的な意思決定の資料が十分に管理されておらず、また、現実の出金管理についても、当社として十分に管理できていなかったことから、実際のG社グループへの出金と当社としての認識にずれが生じ、事後的に精査すると会計処理の修正を行わなければならないという今回の問題が生じることとなってしまいました。

第7 改善措置・再発防止策

当社において、今回と同様の事態を発生させないためには、以下の再発防止策を実施する必要があるものと考えます。

(1) 統制環境の不備に対する改善策

当社の企業風土の改善

当社は、平成23年6月24日の定時株主総会及び同日の取締役会において、代表取締役を変更し、さら

に新しい取締役を迎え、新しい経営体制にて経営改革を推し進めております。現在の経営体制においては、適切な会計処理を行なうために必要な企業風土の確立に取り組んでおり、今後不適切な会計処理が発生する懸念は払拭されたものと考えております。当社は、平成22年から平成23年にかけて事業の軸を天然資源開発投資事業から食品事業へ転換を図っている時期であり、元代表の高橋から前代表の齋藤に代表が変わり、一時的に当社の軸事業である食品事業について、担当役員の藤井と代表の齋藤の2人だけが把握し、他の役員及びスタッフが事業の概要を把握できない状況にありました。

現在は、代表の菊地を中心に事業の全体を取締役に於いて掌握する体制が確立しており、適切な会計処理が行なえる企業風土に改善されていると考えます。

コーポレートガバナンスの改善

当社は、平成23年6月24日の定時株主総会にて、公認会計士の城哲哉氏及び食品事業に造詣のある川村茂氏を社外監査役として選任いたしております。特に城氏に適切な会計処理の状況を監視していただくことで再発防止策は有効に働いていると考えております。また、現在の代表取締役社長は、事業における過去のしがらみがなく、中立的な立場でそれぞれの事業の担当役員を統制し、有効な意思決定ができる体制が整備されたと考えております。

さらに、ハミングにおいては、当社の取締役である井上をハミングの監査役に置いたことで、より有効な監査を行なうことができる状況にあると考えております。

コンプライアンス意識の改善

当社は、元関東財務局長である鈴木康司弁護士を中心にコンプライアンス委員会を定期的で開催しており、代表取締役、役員、常勤監査役、内部監査室長をメンバーとしてコンプライアンスに関する意識を確認しております。

今後は、コンプライアンス委員会の意識を従業員や子会社にも浸透させるため、更なるマニュアル等の整備を進めていきます。

(2) 組織体制の改善

現在、当社における稟議システムは決裁権限を代表取締役社長とCFOとで相互牽制が機能する仕組みを取り入れております。このことにより、過去に代表取締役社長の決裁のみで通されていた決裁を確認できる組織体制へと改善されております。

また、ハミングステージにおける経理部門と当社の経理部門の連携を強め、当社の経理部長が一括して管理する体制に整備されております。ハミングステージを直営店化し、上場企業としてふさわしい組織体制に改善するために、多少の時間はかかりましたが、現在では改善はほぼ終了し、上場企業にふさわしい管理体制が整ったと考えることができます。さらに、細かな問題点を抽出し、組織体制を確立するための努力を鋭意行なっていく次第であります。

以上